

教育委員会会議録

(定例会)

令和7年11月20日開催

さいたま市教育委員会

- | | | | | |
|---|----------|---|----------------|-------|
| 1 | 期 | 日 | 令和7年11月20日(木) | |
| 2 | 場 | 所 | 教育委員会室 | |
| 3 | 開 | 会 | 午前11時00分 | |
| 4 | 出席委員 | | 教育長 | 竹居秀子 |
| | | | 教育長職務代理者 | 大谷幸男 |
| | | | 委員 | 石田有世 |
| | | | 委員 | 伊藤華英 |
| | | | 委員 | 小山和也 |
| | | | 委員 | 堀田香織 |
| 5 | 議場に出席した者 | | 副教育長 | 栗原章浩 |
| | | | 学校教育部長 | 野津吉宏 |
| | | | 生涯学習部長 | 深津健太郎 |
| | | | 管理部参事兼学校施設管理課長 | 木村哲也 |
| | | | 教育財務課長 | 野口秀俊 |
| | | | 学校施設整備課長 | 田嶋真二 |
| | | | 教職員給与課長 | 横澤一輝 |
| | | | 特別支援教育室長 | 紺野雅弘 |
| | | | 生徒指導課長 | 坂東千里 |
| 6 | 会議録署名委員 | | 堀田香織 | |

7 議事等の概要

竹居教育長 それでは、ただいまから教育委員会会議を開会いたします。
本日は、傍聴を希望する方は、いらっしゃいますか。

書記 おりません。

竹居教育長 本日の会議録の署名委員は、堀田委員にお願いいたします。
本日の議案については、報告第22号は人事に関する案件、「その他」は個人情報を取り扱う案件であることから、非公開とすることをお諮りしたいと思いますが、委員の皆さんいかがでしょうか。

各委員 <異議なし>

竹居教育長 それでは、出席委員全員の賛成をいただきましたので、報告第22号及び「その他」は非公開となります。
会議の順番ですが、報告第20号から第21号、「その他」、報告第22号の順に審議することといたします。

報告第20号 さいたま市教職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について

竹居教育長 それでは、報告第20号について、事務局から説明をお願いします。

教職員給与課長 報告第20号「さいたま市教職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について」を御説明いたします。

議案書の1ページから24ページになります。

この報告につきましては、市人事委員会勧告を踏まえた教職員の給与改定、文部科学省による教員の処遇見直しを行うにあたり、改正条例を提出することについての市全体の意思決定の期日が11月13日であったため、教育委員会内においても当該期日までに意思決定をする必要がありましたので、会議を招集するいとまがないことにより教育長が臨時に代理したものでございます。

それでは、24ページの資料を御覧ください。

資料は「さいたま市教職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について」となります。

「1. 概要」でございますが、さいたま市人事委員会からの給与等に関する報告及び勧告並びに公立の義務教育諸学校等の教育職員の

給与等に関する特別措置法等の一部改正を踏まえ、教職員の給与の改定等をするため、所要の改正を行うものでございます。

次に、「2. 改正内容」でございます。

表を御覧ください。本議案の改正理由は2点ございます。

1点目は、「①給与改定に伴うもの」となります。項目の「給料表」に関しては、市人事委員会の勧告で、教育職給料表（1）、教育職給料表（2）については、埼玉県における改定状況等を考慮して改定することとし、学校栄養職給料表、学校事務職給料表については、行政職給料表との均衡を考慮して改定することとされております。

埼玉県の改定状況でございますが、埼玉県人事委員会も給料表の改定を勧告しておりまして、内容につきましては、市と同様に本年4月から給料月額を引き上げるものとなっております。

そのため、教職員に係る全ての給料表について、それぞれ給料月額を引き上げるものでございます。具体的には、給料表ごとに若年層が在職する号給に重点を置き、全ての級、全ての号給について引き上げるものとなっております。

教員の給料月額の引上げ額は、再任用以外で申し上げますと最も多い場合で13,500円、最も少ない場合で9,100円となりますが、例えば、教諭で大卒の初任給の場合、13,400円の引上げとなっております。

2点目は、「②教員の処遇見直しに伴うもの」となります。改正内容は、4点ございます。

項目「ア 教職調整額」ですが、校長等の管理職を除く教員に支給されております。現行の支給割合4%が令和8年1月から段階的に引き上げられ、令和13年1月に10%となります。令和8年は5%に引き上げとなります。

項目「イ 管理職の本給」ですが、教職調整額が支給されない管理職の本給について相対的な水準調整のため、令和8年1月から「教育職給料表（1）」は月額3,800円、「教育職給料表（2）」は月額4,000円が加算されるものでございます。

項目「ウ 指導改善研修被認定者の取扱い」ですが、指導改善研修被認定者については教職調整額の支給対象から除外となります。このことに伴い、指導改善研修被認定者を時間外勤務手当及び休日勤務手当の支給対象に追加することで、1日の所定労働時間を超える勤務があった場合には、時間外勤務手当等の支給を可能とするものでございます。

なお、時間外勤務を命じることができるのは、災害その他避けることのできない事由によって臨時的必要がある場合に限られております。

項目「エ 義務教育等教員特別手当」ですが、業務の困難性その他の事情を考慮することとし、現在8,000円の上限額を8,600円に引き上げるものでございます。

具体的には文部科学省において、学級担任の職務の重要性や負担を踏まえ、既存の義務教育等教員特別手当の額を見直し、学級担任については月額3,000円を新たに加算する仕組みを導入することに伴い、当該上限額を引き上げるものでございます。

最後に、「3. 施行期日等」でございます。

給与改定に伴う各給料表の引き上げについては、令和7年4月1日に遡って実施となりますので、適用日を令和7年4月1日とし、施行日は公布の日とするものでございます。

教員の処遇見直しについては、施行日を令和8年1月1日とするものでございます。

説明は以上でございます。よろしくお願ひいたします。

竹居教育長

何かありますか。

小山委員

人事委員会勧告に基づくベースアップということですが、今年は平均すると何%のベースアップになりますか。

教職員給与課長

給料表によって違いますが、教職員の給料表においては大体3.3%程度の引き上げとなっています。

小山委員

いわゆる教職調整額については、みなし残業代だといわれていますが、いきなり10%に引き上げられるわけではなく、毎年1%ずつ上がるということですか。それが10%まででošimaiということですか。

教職員給与課長

はい。

堀田委員

今の4%から10%にむけて、毎年1%引きあがるというのはこの自治体でも同じ状況ですか。

教職員給与課長

おっしゃる通りです。条例の上位法の給特法で段階的な引き上げが規定されていますので、条例もそれに準じる形です。

大谷委員

まず、給特法の改正があったということですが、これによって行政職と比べてどうなりますか。課長さんの御認識で結構です。

次に、管理職の本給について、教職調整額が支給されない管理職の「校長等」とは、校長の他にどのような方を想定していますか。

最後に課長から説明のあった学級担任に加算する仕組みについて、再度説明して下さい。

教職員給与課長

まず、1点目のご質問、行政職との差について、教職調整額は時間外勤務手当の側面の他に本給の側面もあり期末勤勉手当や退職手当の算定の基礎にもなっています。そういう意味では、本給や期末勤勉手当、退職手当の側面については行政職より優遇されているという印象です。ただ、行政職の場合は時間外で働いた分がそのまま出ますので、実際に働いた時間に見合った手取りという部分については行政職のほうがまだ多い、という印象です。

2点目の「校長等」は校長、副校長、教頭を指します。

3点目の「学級担任」に加算する仕組みについては、今回の給特法の改正は、勤務の実績や負担に応じて給与を見直そうというものであり、文科省の説明によりますと「学級担任」は保護者への連絡や相談対応で特に負担が大きいため、加算をするというものです。その加算の方法が、いま全教員に支給されている「義務教育等教員特別手当」を活用して、さらに3,000円を加算するものになりました。

竹居教育長

それでは、この件は終了といたします。

報告第21号 令和7年度さいたま市一般会計補正予算（教育費）について

竹居教育長

それでは、報告第21号について、事務局から説明をお願いします。

教育財務課長

報告第21号「令和7年度さいたま市一般会計補正予算（教育費）について」を御説明いたします。

資料は、お手元に配布してある別冊1となります。

資料の3ページをお願いします。

この報告の内容は、令和7年度さいたま市議会12月定例会に提出した「令和7年度さいたま市一般会計補正予算（教育費）について」ですが、緊急に処理する必要があり、教育委員会会議を招集するいとまがなかったことから、臨時代理したものでございます。

それでは、少しページが飛びますが、15ページをお願いします。提案理由でございます。

令和7年度さいたま市人事委員会勧告に伴う給与改定の影響による職員人件費の増額等、武蔵浦和駅周辺地区義務教育学校整備事業

の入札不調に対応するための継続費の変更等、針ヶ谷小学校外構工事等を翌年度に繰り越すための繰越明許費の設定、及び大宮国際中等教育学校の維持管理費における物価水準の変動に伴うサービス対価を改定するため等の債務負担行為の設定について、市長に申出するものです。

少し戻りまして、6ページをお願いします。

第1表「歳入歳出予算補正」でございます。

まず上の表、歳入につきましては、右から2列目、補正額の列をご覧ください。一番下の行 歳入合計173,024,000円の増額補正となります。

次に下の表、歳出につきましては、歳出合計3,995,798,000円の減額補正となります。

7ページをお願いします。

第2表「継続費補正」でございます。

武蔵浦和駅周辺地区義務教育学校整備事業及び指扇小学校複合施設整備事業において、入札不調を踏まえ建設等に必要となる経費等を見直したため、継続費を変更するものでございます。

続いて8ページをお願いします。

第3表「繰越明許費補正」でございますが、「小学校施設等整備事業」は針ヶ谷小学校外構工事につきまして入札不調を踏まえ工事に必要となる経費を増額補正するとともに年度内の事業完了が見込めないことから、繰越明許費の設定を行うものでございます。

「小学校営繕事業」はつばさ小学校空調設備改修工事につきまして改修工事に要する経費を増額補正するもの及び河合小学校給水管改修工事につきまして入札不調によるもの、ともに年度内の事業完了が見込めないことから、繰越明許費の設定を行うものでございます。

続いて9ページをお願いします。

第4表「債務負担行為補正」でございますが、後ほど事務事業概要で詳細を説明させていただきます。

続いて、11ページから14ページの事項別明細書等になりますが、こちらも18ページ以降の事務事業概要で詳細を説明させていただきます。

それでは、18ページをお願いいたします。

上段の教育総務課所管の「職員人件費（教育総務課）」及び下段の教職員給与課所管の「職員人件費（教職員給与課）」でございます。

今回の補正予算案は、令和7年さいたま市人事委員会勧告に伴う給与改定の影響等により、給料等に不足額が生じるため、職員人件費について 補正を行うものでございます。

補正額は上段「職員人件費（教育総務課）」120,787,000円、下段「職員人件費（教職員給与課）」1,011,031,000円となります。

19ページをお願いいたします。

学校施設整備課所管の「小学校新設校建設事業」でございますが、武蔵浦和駅周辺地区義務教育学校整備事業において、2度の入札不調を踏まえ、建設に必要な経費等を見直したため、継続費の変更について、補正を行うものでございます。

補正額は4,396,603,000円の減額補正となります。

20ページをお願いいたします。

学校施設整備課所管の「小学校施設等整備事業」でございますが、針ヶ谷小学校外構工事において、2度の入札不調を踏まえ、工事に必要となる経費等について、補正及び繰越明許費の設定を行うものです。併せて、指扇小学校複合施設整備事業において、入札不調を踏まえ、経費等を見直したため、継続費の変更を行うものでございます。

補正額は1,054,813,000円の減額補正となります。

21ページをお願いいたします。

上段、学校施設管理課所管の「小学校営繕事業」でございますが、つばさ小学校において、空調設備の故障が多発しているため、改修工事に要する経費について、補正及び繰越明許費の設定を行うものでございます。

補正額は323,800,000円の増額補正となります。

下段「中等教育学校整備事業（追加分その5）」以降24ページまでは、先ほどの第4表「債務負担行為補正」に示した、各事項について債務負担行為の設定を行うものでございます。

21ページ下段をお願いいたします。

「中等教育学校整備事業（追加分その5）」につきましては、PFI方式により、設計、施工から維持管理、運営まで一括して行っている大宮国際中等教育学校整備事業において、物価水準の変動に伴い、契約約款に基づき、サービス対価を改定する必要が生じたため、債務負担行為の設定を行うものでございます。

22ページをお願いいたします。

上段「見沼小学校外4校給水設備改修工事実施設計業務」につきましては、令和9年度の給水設備改修工事に向けて、令和7年度中から業務に着手する必要があるため、債務負担行為の設定を行うものでございます。

下段「指扇北小学校浄化槽改修工事」につきましては、令和8年度当初から工事に着手する必要があるため、債務負担行為の設定を行うものでございます。

23ページをお願いいたします。

上段「学級増に伴う教室改修等修繕（中学校）（追加分）」につきましては、令和8年度から中学校で35人学級を順次導入することから、令和7年度中に教室改修等修繕に着手する必要があるため、債務負担行為の設定を行うものでございます。

下段「桜木中学校外1校給水設備改修工事実施設計業務」につきましては、令和9年度の給水設備改修工事に向けて、令和7年度中から業務に着手する必要があるため、債務負担行為の設定を行うものでございます。

最後に、24ページをお願いいたします。

「市立特別支援学校基本計画策定業務」につきましては、市立特別支援学校（知的障害）を早期に設置するため、基本計画策定業務について、令和7年度中に契約手続き及び事業着手等が必要なため、債務負担行為の設定を行うものでございます。

私からの説明は以上でございます。よろしく申し上げます。

竹居教育長 何かありますか。

石田委員 数件入札不調というのがあり、それが来年度から契約開始ということですが見通しはどうですか。

学校施設整備課長 入札不調のあったものは、武蔵浦和駅周辺地区義務教育学校の新設工事、指扇小学校の改修工事、針ヶ谷小学校の外構工事の3件です。いずれも入札不調になった原因・要因を分析し、教育委員会、建設局、財政局がともに対処策を練り、まとまったところです。

補正予算について承認された暁には、まず指扇小学校の入札事務から着手してまいります。次に、針ヶ谷小学校、その後に武蔵浦和駅周辺地区義務教育学校については、大規模な案件となりますので入札の公告期間を十分に確保するなどの対応策をとって、入札事務に着手していきます。

竹居教育長 それ以外の入札不調案件があった場合はどうですか。

学校施設整備課長 それ以外の入札不調案件については、さいたま市全体で入札不調への対応策をまとめているところです。事前に、市場における価格がどのように上昇しているかを検討することや、今までと違う入札方式を実施することで、さいたま市全体としての入札不調への対応策をとっているため、これを以てしっかり進んでいけるものと考えております。

伊藤委員 入札不調は、近年では他の自治体を含めて、多い案件なのでしょうか。

学校施設整備課長 おっしゃるとおり、全国で課題としてとり上げられています。

伊藤委員 建設会社等が忙しいということと、金額等に誤差があるという理解でよろしいでしょうか。

学校施設整備課長 委員がおっしゃっていただいたところが、要因の一つです。まず、公共が掲げる価格と民間の物価上昇との間に乖離があるというところ、そして、建設業界の人手不足というところも全国的に要因となっています。

竹居教育長 他に何かありますか。

小山委員 19ページの武蔵浦和駅周辺地区義務教育学校整備事業は、マイナス4,396,603,000円という補正がされるわけですが、次年度の予算はそのままの金額を乗せるのですか、それとも、それに多少上乗せした予算を組むのですか。

学校施設整備課長 19ページの武蔵浦和駅周辺地区義務教育学校整備事業の全体的な総事業費は、総額約51億円です。この、増額した51億円の総事業費を各年度に想定される工事の進捗割合に応じて割り振っていくこととなります。

令和6年度は過年度となるため、金額を調整することはできませんが、令和7年度以降の金額については、その年度の工事の進捗割合に応じて割り振っていくということとなります。

大谷委員 親校の開設をはじめとして、空調や浄化槽関係の様々な修繕というものが目白押しですが、それらは必要不可欠であり期日が迫っているのですよね。しかし、多大な金額であり厳しい状況であるとも感じております。

問題となるのは来年度の予算編成ですが、さいたま市の経常収支比率はどの程度でしょうか。また、埼玉県における経常収支比率はどの程度でしょうか。

